

## 「(仮称)札幌市手話言語条例(素案)」に対する ご意見を募集します。(パブリックコメント)

平成 29 年 (2017 年) 11 月 札幌市

お寄せいただいたご意見を参考に、条例案を策定する予定です。ご意見の募集期間終了後、いただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方をまとめ、ホームページで公開します。

### ご意見募集要項

#### ■ 募集期間

平成 29 年 (2017 年) 11 月 28 日 (火) ~

平成 29 年 (2017 年) 12 月 28 日 (木) (必着)

#### ■ ご意見の提出方法・提出先

- ・ ご意見は、「ご意見記入シート」又はこれに準じた様式に記入の上、下記まで郵送、ファクス、持参又は電子メールにて提出してください。

#### ● ご意見の提出先

札幌市 保健福祉局 障がい保健福祉部

障がい福祉課 (コミュニケーション支援担当)

住所：〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 3 階

ファクス：011-218-5181 電子メール：communication@city.sapporo.jp

- ・ 持参の場合、平日の 8 時 45 分から 17 時 15 分の間にお持ちください。
- ・ 電子メールの場合、件名に「条例素案に対する意見」と記載し、メール本文に氏名、住所、年齢、意見内容を記載してください。(ウィルス感染を避けるため、ファイルは添付しないでください。)
- ・ 上記の方法によるご意見の提出が困難な場合は、個別にご相談ください。(電話：011-211-2936 ファクス：011-218-5181)

## ■ 留意事項

- ・ 電話によるご意見の受付には応じられません。
- ・ ご意見の募集期間終了後、いただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方をまとめ、ホームページで公開します。
- ・ いただいたご意見について、個別の回答はいたしません。
- ・ ご意見の概要を公表する際は、氏名・住所は公表いたしません。

## ■ 資料の配布場所

- ・ 札幌市役所本庁舎（札幌市中央区北1条西2丁目）  
3階 障がい福祉課、2階 市政刊行物コーナー
- ・ 各区役所 総務企画課広聴係
- ・ 各まちづくりセンター
- ・ 札幌市視聴覚障がい者情報センター（札幌市中央区大通西19丁目1）
- ・ 札幌市身体障害者福祉センター（札幌市西区二十四軒2条6丁目）
- ・ ホームページ

(<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/communication/gengo.html>)

※1 点字版及び音訳版は、札幌市役所障がい福祉課、視聴覚障がい者情報センター、札幌市身体障害者福祉センターで配布しています。

※2 ホームページには、るび有り版、テキスト版、手話版（動画）、分かりやすい版（参考資料）を公開しています。

## ■ 手話によるご意見の受付

手話によるご意見を手話通訳者が日本語に通訳し、市職員が書面に記録します。

日時：平成29年12月17日（日）14:00～16:00

場所：札幌市視聴覚障がい者情報センター1階研修室

（札幌市中央区大通西19丁目1）

# (仮称)札幌市手話言語条例 (素案)

## 1 条例制定の背景

言語は、人と人との意思や感情などを伝えあう手段であり、また、論理や思考などの知的活動の基礎となるものです。手話は、音声言語とは異なる独自の文法体系を有し、手や指、体の動き、表情などにより表現される言語です。

手話は、日本語などの音声言語を手の動きに置き換えたものではありません。日本語が声で表現されるように、手話という言語が、手の動きなどで表現されているのです。

わが国の手話は、聴覚に障がいがあり、手話を使用するろう者の間で大切に受け継がれてきました。しかしながら、長年の間、手話が言語として社会的に認識されることはなく、手話を使用する人々は、様々な不安を感じながら生活してきました。

こうした中、平成 18 年（2006 年）に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）において、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と規定され、手話が言語であることが国際的に明文化されました。また、国内では、平成 23 年（2011 年）に改正された障害者基本法において、「言語（手話を含む。）」と明記されています。手話が言語であると条約や法律に明記されたことにより、手話が言語であることについて、徐々にその認知が広まりつつあります。

しかしながら、現状においては、その広がりには十分なものではありません

ん。平成 28 年度に札幌市が実施したインターネットアンケート調査においては、手話そのものの認知度は 86%と高い一方で、手話が日本語とは異なる独自の文法体系を持つ言語であることを知っているのは、36%にとどまっています。

私たちは、手話が言語であるとの共通認識を持ち、手話を使用して暮らしやすいまちを実現していく必要があります。

このような背景のもと、手話が言語であることに対する市民の理解の促進に関し、基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、これらによって手話が言語であるとの認識を普及するため、この度、新たな条例を制定します。

## ★ワンポイント講座～言語と文法～

文法のルールは、それぞれの言語で異なります。以下の例では、日本語・英語・手話で、単語の順番が違います。また、日本語の「森さん」の性別は分かりませんが、英語と手話では女性であることが分かります。

●日本語：森さんはどこに行きたいのですか。

森さんが行きたいのはどこですか。

どこに森さんは行きたいのですか。

●英語：Where does Ms. Mori want to go?

(どこ ～する ～さん (女性) 森 したい 行く ?)

●手話：



( 森            さん (女性)            行く            ……したい            どこへ?)

※ 手話の表現方法は様々であり、このとおりでなければ通じないということではありません。

## 2 条例の目的

手話が言語であることに対する市民の理解の促進に関し、基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、もって手話が言語であるとの認識を普及することを目的とします。

## 3 条例の基本理念

手話が言語であることに対する市民の理解の促進は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であり、また、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者がその他の者と等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを基本理念として行われなければならないものとします。

## 4 市の責務

市は、基本理念にのっとり、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者及びその支援者その他の関係者と協力して、手話が言語であることに対する市民の理解を促進するための施策を行うものとします。

## 5 市民及び事業者の役割

### (1) 市民の役割

市民は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるものとします。

### (2) 事業者の役割

事業者は、市の施策に協力するよう努めるものとします。

## 6 条例の施行時期

条例案は、平成30年（2018年）第1回定例市議会に提出することを予定しており、同議会において可決された場合、条例の公布日に施行することを予定しています。





のりしろ

のりしろ

のりしろ

やま折り

やま折り

060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部

障がい福祉課 (コミュニケーション支援担当)

行

切手をお貼り  
ください。

■お問い合わせ先  
 札幌市 障がい福祉課 (コミュニケーション支援担当)  
 電話：011-211-2936 FAX：011-218-5181  
 電子メール：communication@city.sapporo.jp

